

事業系ごみ対策

(1) 事業所に対する指導啓発(平成13年12月～)

一定規模の事業所(概ね1日当たり100kg以上の一般廃棄物の多量排出事業所)に対して、毎年
度ごとに『事業系一般廃棄物の資源化・減量化計画書』の提出を求めている(平成14年度～)。

また、各事業所を個別に訪問し、一般廃棄物の資源化及び減量化について指導・啓発を行って
いる。

なお、食品関連事業者に対しては、『食品リサイクル法』に基づく食品廃棄物の再生利用等(飼料化
等)について指導・啓発を行っている。

<平成18年度の事業所訪問実績>

業 種	資源化・減量化計画書 対象事業所	資源化・減量化計画書 提出事業所	訪問事業所	未訪問事業所 (閉鎖事業所を含む)
大型ショッピングセンター	3	3	3	0
デパート・スーパーマーケット	21	21	19	2
大型専門店	30	26	26	4
レストラン・ファーストフード	18	9	17	1
ホテル・旅館	9	8	9	0
医療機関・学校	15	15	15	0
公共機関・その他	22	22	22	0
合 計	118	104	111	7

(2) 資源ごみの受入品目の拡大とごみ処理手数料の改定(平成14年4月～)

ごみの排出抑制・資源ごみの分別促進を目的として、平成12年度原価計算等に基づき、ごみ処理手
数料を改定。

(3) ごみ減量等優良事業所認定制度(平成15年度～)

一般廃棄物の発生抑制・再利用・再生利用等に積極的に取り組んでいる事業所を『宇部市ごみ減量
等優良事業所』として認定し、その活動を広く周知することにより、事業所及び市民の意識高揚を図る
とともに、一般廃棄物の減量化等を推進している。

また、認定された事業所には「認定証」と「ステッカー」を交付し、活動の成果が顕著な優良事業所に
対しては、毎年1回、部門別(事業所等部門・宇部市エコショップ協力店部門)に表彰を行っている。

<宇部市ごみ減量等優良事業所>

(平成19年5月末日現在)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合 計
事業所等部門	6	1	1	5	13
宇部市エコショップ協力店部門	9	5	1	1	16

※ 認定後に閉店した優良事業所は除く。

<認定の基準>

項目	要 件	項目	要 件
1	レジ袋削減に向けた取組の推進	6	紙ごみの減量化の推進
2	簡易包装の推進	7	従業員への環境教育
3	使い捨て容器・使い捨て製品の使用量削減の推進	8	事業所ごみの発生抑制の推進
4	資源回収の推進	9	事業所ごみの再資源化の推進
5	消費者に対するPRの推進	10	その他の活動

※ 優良事業所の認定の基準として、上記項目のうち、いずれか3項目以上の取組を行っていることを
条件とする。ただし、「項目1」を含む事業所等は、「宇部市エコショップ協力店」として認定する。

(4) ごみ焼却場に搬入する際に使用する袋の透明化(平成16年7月～)

(5) 宇部市簡易包装推進協力店制度(平成17年度～)

一般廃棄物の発生抑制のため、簡易包装による商品の販売等を積極的に推進している小
売業者を「宇部市簡易包装推進協力店」として登録し、その取り組みを広く周知することで、販売業者及
び市民の意識の高揚を図り、一般廃棄物の減量化を推進している。

<宇部市簡易包装推進協力店>

登録店舗数 32 (平成19年5月末日現在)